2　支障の除去等を行う際にとるべき手続等

特定産業廃棄物に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案については、平成三十四年度までのできる限り早期にその問題解決を図る必要がある。この場合において、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。

都道府県又は廃棄物処理法第十九条の八第一項に規定する事務を行うこととされた市（以下「都道府県等」という。）は、支障の除去等（特別措置法第二条第二項に規定する支障の除去等をいう。以下同じ。）を行う必要があると判断した事案については、速やかに廃棄物処理法第十八条第一項に基づく報告徴収、廃棄物処理法第十九条第一項に基づく立入検査等を通じて支障の程度及び状況についての把握を行い、経済的、技術的に最も合理的な手段を選択して、廃棄物処理法第十九条の五又は廃棄物処理法第十九条の六に基づく措置命令（以下「措置命令」という。）の発出等の対応を行うものとする。

措置命令の対象範囲を定める場合において、特定産業廃棄物に起因して当該特定産業廃棄物と密接不可分の近傍の土壌が汚染されている場合等については、発生している生活環境の保全上の支障の程度及び汚染拡大を防止するための対策を考慮し、必要な範囲において措置命令を発出するものとする。

これらの手続によってもなお、平成二十四年度中に支障の除去等が完了しないことが見込まれ、実施計画（特別措置法第四条第一項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、特別措置法第四条第五項の規定により都道府県等は平成二十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならない。その後、環境大臣からの同意を得た後に特定支障除去等事業を実施するものとする。

また、特定支障除去等事業を既に実施中の都道府県等で、平成二十五年度以降も特定支障除去等事業を行う必要があると認められるものについても、実施計画の変更に関して、平成二十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならない。

なお、都道府県等の区域内に支障の除去等を行うべき事案が複数存在している場合には、周辺の生活環境への影響の大きさに応じ、優先順位を付けて計画的にその支障の除去等を推進するものとする。

特定支障除去等事業が完了した場合には、都道府県等は速やかに環境大臣に特定支障除去等事業の完了の報告をするものとする。

3　特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

産業廃棄物の不適正処分に関する一義的な責任は、当該不適正処分を行った行為者にあり、不適正処分に係る支障の除去等の措置は当該行為者に行わせるべきものであるが、産業廃棄物の処分に至るまでの間にその適正な処理の実施を確保することを怠った者も、不適正処分の行為者と同様に当該支障の除去等に関する責任を有している。このため、特定産業廃棄物についても、特定産業廃棄物の処分を行った者等（廃棄物処理法第十九条の五第一項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等をいう。以下同じ。）に対して、都道府県等は、措置命令を発出して当該特定産業廃棄物に係る支障の除去等の措置を行わせるものとする。なお、特定産業廃棄物の処分を行った者等として、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者、廃棄物処理法第十二条第五項又は第六項その他の規定に違反する委託を行った者、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票をいう。以下同じ。）に係る規定に違反した者、当該不適正処分のあっせん者若しくは仲介者又は不適正処分が行われることを知りつつ土地を提供する等した土地所有者及び産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した排出事業者等が含まれるものである。

この場合において、産業廃棄物管理票、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第六条の二第四号に規定する委託契約書、特定産業廃棄物から判明した事業所名又は住所等の情報等によって特定産業廃棄物の処分を行った者等を明らかにするとともに、これらの者に対して、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に関する報告徴収又は立入検査を適切に行うことにより、特定産業廃棄物が生じた原因及び処分経路並びに措置命令の対象範囲等を実施計画に記載することとする。

また、特定産業廃棄物の処分を行った者等が不明である場合においても、廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく公告の手続を行うとともに、引き続き特定産業廃棄物の処分を行った者等を明らかにするよう努めるものとする。

国においても、都道府県等が行う当該特定産業廃棄物の処分を行った者等に係る調査及び責任の追及に協力するものとする。

二　特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

1　実施計画策定にあたり都道府県等が明確にすべき目標等

実施計画を定めるに当たっては、特定産業廃棄物に起因してどのような生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるか、及び生活環境の保全上達成すべき目標について、実施計画に記載することとする。

なお、複数の都道府県等の区域にまたがっている特定産業廃棄物に係る事案については、当該事案に係る特定産業廃棄物が一体のものであるとして生活環境の保全上の支障及び周辺環境への影響を明らかにし、当該都道府県等の合意の下に当該事案に係る全体的な対策方針を共有した上で、各都道府県等において実施計画を定めるものとする。

2　特定支障除去等事業の実施に関する事項

(1)　特定支障除去等事業の実施範囲の把握

特定支障除去等事業の実施に先立って、支障の状況に関する調査を行い、特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等が存在する範囲並びに当該特定産業廃棄物の種類及び量等を確定するものとする。廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有する特定産業廃棄物（以下「有害産業廃棄物」という。）が存在する場合には、その他の特定産業廃棄物と区別して、有害産業廃棄物が存在する範囲、種類及び量等を確定するものとする。

また、支障の除去等については、措置命令の対象の範囲内（特定産業廃棄物の処分を行った者等を確知することができない場合にあっては廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく公告の内容の範囲内）で行うものとする。

(2)　特定支障除去等事業における有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物

特定産業廃棄物のうち、有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物の区分については、次により行うことを原則とする。また、これにより難い場合であっても、有害産業廃棄物が含まれる範囲が全て明らかになるように調査を行うものとする。

なお、外観等から特定産業廃棄物の性状が単一であり、有害産業廃棄物が含まれていないことが明らかであると判断できる場合においては、これらの調査を行うことを要しない。

ア　(1)において把握された特定産業廃棄物が存在する範囲の平面を概ね三十メートル四方の格子に区切り、かつ、当該格子を上面として、当該格子内において特定産業廃棄物が確認される最も深い地点を含む水平面を底面とする直方体のブロックに分割すること。

イ　アのブロックごとに、それぞれの格子の中心点付近において特定産業廃棄物その他の試料の採取及び分析を行うこと。試料の採取方法としては、主としてボーリング調査によることとし、地表から特定産業廃棄物が確認されない深さまで行うものとする。また、ボーリング調査に代わり、素堀り調査、溝掘り調査等の他の方法により調査を行ってもよいこととする。